

第16 不服申立て、異議の申出

基本的な考え方

異議の申出については、地方自治法における直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出や公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出を参考として、制度を設けることとする。

市民検討懇話会での議論・検討内容

住民投票の投票資格を有する者、請求代表者等に対する権利侵害については、市長や選挙管理委員会の行為が処分当たる場合、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、当該処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消しを求める不服申立てを行うことができる。

しかし、処分当たらないものについては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができない。そのため、処分には当たらないもののうち特定の行為については、条例の規定による異議の申出の仕組みを設定する。

具体的な異議の申出については、地方自治法における直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出や公職選挙法における選挙人名簿の登録に関する異議の申出を参考として、制度を設けることとする。

1 行政不服審査法による不服申立ての対象となる行為

行政不服審査法による不服申立て（異議申立て、審査請求及び再審査請求）とは、違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為について、行政庁に対してその取消し又は変更を求めるものである。同法による不服申立てについては、対象となる行政庁の行為が同法の処分である必要があり、個人の具体的な権利利益の救済を目的とするものに限られる。

不服申立てをすることができる行政庁は、次のとおりである。

（行政庁の処分についての不服申立て）

- 住民投票に関する事務（選挙管理委員会に委任されるものを除く。）
 - ・ 市長に対する異議申立て
- 選挙管理委員会に委任される住民投票に関する事務
 - ・ 市長に対する審査請求

（行政庁の不作為についての不服申立て）

- 住民投票に関する事務（選挙管理委員会に委任されるものを除く。）
 - ・ 市長に対する異議申立て
- 選挙管理委員会に委任される住民投票に関する事務
 - ・ 選挙管理委員会に対する異議申立て
 - ・ 市長に対する審査請求

(1) 不服申立てを行うことができると考えられるもの

- ア 住民投票を請求しようとする事項が住民投票の対象事項でないこと、住民投票を請求しようとする対象事項が不明瞭であること等を理由として市長が署名を収集する前段階における請求代表者証明書の交付申請を拒否したことに対する請求代表者からの申立て
- イ 署名簿に記入された署名を無効と判断されたことに対する請求代表者からの申立て

(2) 不服申立てを行うことができないと考えられるもの

- ア 署名簿に記入された署名を無効と判断されたことに対する署名者からの申出
(署名者に対する処分ではない。)
- イ 投票資格者名簿の登録に関する住民投票の投票資格を有する者本人からの申出
(投票資格者名簿の登録については公証行為に留まるもので処分ではない。)

2 条例による異議の申出を設定した場合において対象と考えられる行為

異議の申出とは、行政不服審査法が適用されない処分に当たらない行政庁の行為について、特別に異議を申し出ることを可能とする制度として考えられる方式である。異議の申出は、個人の具体的な権利利益の救済や手続の公正の保障を目的として設定されるものである。

個別の法律により創設している異議の申出としては、直接請求の署名簿の署名に関する異議の申出（地方自治法第74条の2）、選挙人名簿の登録に関する異議の申出（公職選挙法第24条）の例がある。

異議の申出をすることができる行政庁は、次のとおりである。

- 住民投票に関する事務（選挙管理委員会に委任されるものを除く。）
 - ・ 市長に対する異議の申出
- 選挙管理委員会に委任される住民投票に関する事務
 - ・ 選挙管理委員会に対する異議の申出

異議の申出の仕組みを設定する場合、第三者による異議の申出については個人の権利救済という本来的な目的に反した利用が懸念されるなど、住民投票制度を不安定にするおそれがある。また、制度が濫用された場合の事務負担も考慮する必要がある。

そのため、第三者に対して「異議の申出」を担保する必要性は、低いものと考えられる。

